

## 平沢小学校・院内小学校統合準備委員会設置要綱

令和7年12月25日  
教育委員会告示第11号

(趣旨)

第1条 この告示は、平沢小学校・院内小学校統合準備委員会（以下「準備委員会」という。）の設置、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 準備委員会は、平沢小学校と院内小学校との統合に当たり必要な諸事項を協議及び調整するために設置する。

(所掌事項)

第3条 準備委員会が検討及び調整する事項は、おおむね次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校教育方針、目標、教育計画、研修計画及び学校運営に関する事項
- (2) 通学方法、通学路に関する事項
- (3) 統合に向けた交流活動等の推進に関する事項
- (4) 統合後のPTA組織の在り方に関する事項
- (5) 設備備品、施設整備等に関する事項
- (6) 開校事業及び閉校事業に係る事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、統合準備に関すること

(組織)

第4条 準備委員会は、次の各号に掲げる職にある者で組織する。

- (1) 校長
- (2) 教頭
- (3) PTA正副会長
- (4) 保育園及び認定こども園保護者代表
- (5) 学校区内自治会の地区代表
- (6) 学校運営協議会会長
- (7) 統合関係校の教職員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

2 準備委員会の委員は、前項で規定する現にその職にある者とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、統合の日の前日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任

者の残任期間とする。

2 準備委員会は、委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充することができる。

(報酬)

第6条 委員は無報酬とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 準備委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 準備委員会は、委員長が招集する。

2 準備委員会は、次条第3項で定める専門部会からの報告を受け、準備委員会の方向性を決定する。

3 準備委員会は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

4 準備委員会の議事は、委員長を除く出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

5 準備委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

6 準備委員会の議事は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、会議を非公開とすることができる。

(専門部会)

第9条 準備委員会に、第3条に規定する所掌事務の細部について検討及び調整するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、第3条の協議事項に係る資料収集、相互間の連絡調整及び関連する業務を行うものとし、その経過及び結果を準備委員会に報告するものとする。

3 専門部会は、別表に掲げる者で組織し、同表に掲げる事項について専門的に調査検討を行うものとする。ただし、必要に応じて弾力的に運用することができる。

4 専門部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選によってこれを定める。

5 専門部会の会議は部会長が招集し、会議の議長となり、会務を総括する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第10条 準備委員会の庶務は、教育委員会教育総務課が行う。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、準備委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が準備委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年12月25日から施行する。

(会議等招集の特例措置)

2 第1回目の会議は、第8条第1項及び第9条第5項の規定にかかわらず、にかほ市教育委員会が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第9条関係)

部会名	委 員	検 討 事 項
教育部会	学校関係職員 教育総務課 学校教育課	1 教育課程等、学校行事、研修計画、保健・給食指導、交流学习に関すること 2 施設備品、施設整備に関する事項 3 開校及び閉校事業の調整に関する事項 4 その他、教育部会に属する事項
学校生活部会	学校関係者職員 P T A役員等 地域代表者 教育総務課 学校教育課	1 校内外の生活の決まり事に関する事項 2 体育着、名札、給食着に関する事項 3 通学体制（通学路、通学方法、安全対策、スクールバス等）に関する事項 4 その他、学校生活部会に属する事項
P T A部会	学校関係者職員 P T A役員等 学校運営協議会委員 教育総務課 学校教育課	1 P T A組織運営（組織編制、規約、予算関係、役員選出、運営計画）に関する事項 2 P T A年間事業計画に関する事項 3 開校及び閉校事業の内容に関する事項 4 その他、P T A部会に属する事項